

○署長規制実施要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月28日

交規発第56号

改正 平成31年 2 月18日交規発第92号

令和 2 年11月30日交規発第346号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

署長規制の実施に関し「署長規制実施要領の制定について(例規)」(平成20年6月11日交規発第241号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該実施に関し別添のとおり「署長規制実施要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

署長規制実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第5条第1項、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)第3条の2第1項及び高知県道路交通法施行細則(昭和35年公安委員会規則第5号)第3条第1項の規定に基づく署長の行う道路標識又は道路標示による交通規制(法第114条の3及び高知県道路交通法施行細則第3条の2の規定に基づく高速自動車国道等において高速隊長の行う交通規制を含む。以下「署長規制」という。)を適正かつ効率的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 署長規制の基本的考え方

署長規制は、流動変化する交通状況に対応して、緊急かつ臨時的な必要性から実施するものであり、交通の安全と円滑を図るためには極めて有効な手段である反面、道路利用者に対しては著しい影響を与えるものであるから、その交通規制の種別、場所及び時間については、交通に関する障害の除去に必要な最小限度にとどめることを基本とする。

第3 署長規制の種別等

1 署長規制の種別

署長規制は、政令第3条の2第1項の規定による次の交通規制に限られる。

(1) 法第8条第1項に規定する通行禁止

- (2) 法第9条に規定する歩行者用道路の指定
- (3) 法第13条第2項に規定する歩行者横断禁止
- (4) 法第22条に規定する最高速度の制限
- (5) 法第25条の2第2項に規定する車両横断等禁止
- (6) 法第30条に規定する追越し禁止
- (7) 法第42条に規定する徐行場所の指定
- (8) 法第43条に規定する一時停止の指定
- (9) 法第44条第1項に規定する駐停車禁止
- (10) 法第45条第1項に規定する駐車禁止又は同条第2項に規定する駐車余地
- (11) 法第45条の2第1項に規定する高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例
- (12) 法第46条に規定する停車又は駐車を禁止する場所の特例
- (13) 法第48条に規定する停車又は駐車を禁止する方法の特例

2 署長規制の適用期間

署長規制の適用期間は、政令第3条の2第1項の規定により1か月を超えない期間とする。

第4 基礎調査及び規制計画

1 幹部による基礎調査の徹底

署長規制を実施する場合は、次の事項について幹部による基礎調査を徹底すること。

- (1) 規制対象道路における交通事故の発生状況
- (2) 規制対象道路の種別、路線名、構造等
- (3) 規制対象道路の交通量及び交通環境
- (4) 既存の交通規制及び安全施設の設置状況
- (5) 署長規制を実施することによる交通利用者等への影響
- (6) 関係住民の意向

2 規制計画の策定

規制計画は、次の事項について十分検討し、策定すること。

- (1) 規制場所、規制時間(期間)及び規制対象
- (2) 除外対象の有無及びその取扱い方法
- (3) 道路標識の設置計画

第5 道路管理者との事前協議等

- 1 第3の1(1)、(3)及び(4)の署長規制を行おうとするときは、法第110条の2第3項の規定により、当該規制の適用される道路管理者の意見を聴くこ

と。ただし、第3の1(1)の通行禁止の規制を行う場合において、緊急を要し、やむを得ないときは、事後速やかに通知すること。

- 2 高速自動車国道等において、第3の1(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)の署長規制を行おうとするときは、1にかかわらず、法第110条の2第4項の規定により、当該規制の適用される道路管理者と協議すること。ただし、第3の1(1)の通行禁止の規制を行う場合において、緊急を要し、やむを得ないときは、事後速やかに通知すること。

第6 公共輸送機関との協議

署長規制を実施しようとする道路及び署長規制により影響を受ける道路が路線バス等の公共輸送機関の運行経路に当たる場合は、事前に当該公共輸送機関と十分な協議を行うこと。

第7 交通規制課への事前連絡

署長規制を行う必要がある場合において、交通規制を必要とする期間が署長規制の適用期間を超えることが予想される場合は、事前に交通規制課と緊密な連携を図ること。

第8 意思決定の明確化

署長規制の効力が発生するためには、公安委員会の委任を受けた署長の意思決定がなされることが必要であるので、署長規制を行う場合は、別記第1号様式により、意思決定の状況を明らかにしておくこと。

なお、規制の内容等により必要があるときは、様式を変更することは差し支えない。

第9 留意事項

1 道路標識の適正な設置

道路標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定められたものであることが必要であり、その設置については、歩行者、車両の運転者等がその前方から見やすいものであり、道路又は交通の状況に応じて必要となる数を充足していること。

2 維持管理の徹底

道路標識の取付け又は埋込みに当たっては、風圧、振動等に十分耐えられるよう留意するとともに、設置後においても、破損、滅失等により視認性に欠けるなどその効用が損なわれないよう維持管理を適正に行うこと。

3 実施者の表示

公安委員会が行う交通規制と署長規制は、規制のために設置する道路標識が同じものであることから、署長規制を行う場合は、署長規制であることを明確にするため、道路標識(可変式道路標識を除く。)柱等に「〇〇警察署

長」と表示(高速隊長が規制を行うときは、「高知県高速道路交通警察隊長」と表示)すること。

4 広報及び現場指導の徹底

署長規制を行うに当たっては、道路利用者及び関係住民への周知を図るため、パンフレットの配布、立看板の設置、マスコミの利用、交通運輸関係団体への通報等による広報の徹底を図ること。また、規制実施後においては、現場における指導取締りを徹底し、規制効果の保持に努めること。

第10 報告

署長規制を行う場合は、事前に(緊急を要し、やむを得ないときは、規制実施後速やかに)別記第2号様式により報告すること。

なお、規制の内容等により必要があるときは、様式を変更することは差し支えないが、その内容は別記第2号様式に準じたものとする。

(別記様式省略)

